

《 概 要 版 》

京都府人権教育・啓発推進計画 (第2次：改定版)

～だれもが自分らしく生きることのできる社会をめざして～

2021 年（令和 3 年）3 月



京 都 府

- 京都府では、人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に進めるための指針として、1999年（平成11年）3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を、2005年（平成17年）1月に「新京都府人権教育・啓発推進計画」を策定。近年の人口減少社会の到来や高度情報化の発展などを反映し、人権問題は多様化、複雑化してきており、それまでの成果や課題を踏まえ、2016年（平成28年）1月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定し、人権に関する施策を積極的に進めてきたところです。
- しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど、さまざまな事象が社会問題化しており、こうした「コロナ差別」に対応するため、現計画の計画期間途中ではありますが、見直しを行うこととし、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」を策定しました。

計画期間

2016年（平成28年）1月から2026年（令和8年）3月まで（2021年（令和3年）3月改定）

計画の目標

「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」に2040年の京都府社会の姿の一つとして掲げた、誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる「人とコミュニティを大切にする共生の京都府」の実現に向けて、府民が人権について学び、交流できる機会を拡充するとともに、相談体制を充実していくことにより、人権という普遍的文化を京都府において構築すること

【計画の目標実現に向けた基本的な考え方】

- 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
- 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること
- 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと

人権教育・啓発の推進に関する基本方針

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

計画の推進体制等

- 京都府における全庁的な組織である「京都府人権教育・啓発推進計画推進本部」により、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的に計画を推進
- 国、市町村等の公共団体、NPO等の民間団体との協働関係を構築し、さまざまな機会を通じて、連携・協力して人権教育・啓発を展開
- 市町村の人権教育・啓発施策が、この計画の趣旨に沿って取り組まれるよう支援
- NPO等による自発的な社会貢献活動を行いやすい環境を整備し、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進
- 毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定。施策の実施状況を取りまとめ、以後の施策に適正に反映できるよう、外部有識者で構成する京都府人権教育・啓発施策推進懇話会での評価・検証を通じた施策の点検、計画のフォローアップを実施

人権問題の現状等と取組の方向

- これまで人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきたが、今なおさまざまな人権問題が存在
- 人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、全ての人々が自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるようにするための条件整備をすること
- 「社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題」として、新型コロナウイルス感染症における人権問題やインターネット社会における人権の尊重、災害弱者への災害時への配慮など、今後の WITH コロナ社会（新型コロナウイルスと共存・共生する社会）を見据え、府民の人権啓発・研修等への参加機会拡大に取り組み、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生き、参画する社会を実現

同和問題（部落差別）

- 特措法による対策事業終了後、地域改善対策協議会の意見具申が示した基本認識のもと、現行制度を的確に運用して、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取組を推進
- 依然として結婚にかかわる問題や住宅購入にあたって同和地区（被差別部落）への忌避意識などが存在し、早期解決に向けて引き続き取り組むことが必要
- 部落差別解消法第1条に規定されている「現在もなお部落差別は存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、インターネット上の差別への対応など国との適切な役割分担のもと、必要な教育及び啓発、相談体制を充実
- 同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識を深めることによって差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実、住民相互の交流を通じた地域づくりを推進
- 引き続き、隣保館が福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点として活用されるよう、市町村と連携し、生活上の各種相談事業等を通じて各地域のニーズを的確に把握して取組を推進

女 性

- 性別による固定的役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用機会や待遇、性に起因する暴力などの問題が存在しており、社会における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況
- 京都府男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、さまざまな分野で女性の参画や能力発揮を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に向けた取組を推進
- 働きたい女性のニーズに応じた就業・保育支援の取組を推進。また、経済団体等と連携した「輝く女性応援京都会議」のもと、積極的な女性の人材育成や登用、「働き方改革」の推進など、女性の活躍の加速化に取り組むことと併せて、女性リーダーの育成等、地域で女性が活躍できる環境整備を推進
- DV、ストーカー、性暴力等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組、交際中の男女の暴力（デートDV）に関する若年層への啓発、適切な被害者支援を実施
- 府内企業の管理職等へのハラスメント対策の研修を行うなど、労働法令の周知及び人権教育・啓発の取組を通してハラスメントの防止に努めるほか、相談や被害者支援の取組を推進

子 ど も

- 児童虐待、いじめ・体罰等は依然として深刻な問題。SNS等でのいじめなどの新たな形態の事象も発生。児童ポルノなど子どもにかかわる犯罪の増加、子どもの7人に1人が貧困世帯で暮らすなどの厳しい状況があり、社会全体で子どもの育つ環境の整備が必要
- 子どもの意思が尊重され、権利が保障された育成環境を整備
- 虐待の未然防止、被害児の保護、心理的ケア等、子どもが安心・安全に暮らすための取組を推進
- いじめ、暴力行為、児童ポルノ等の被害には、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制の強化、学校・家庭・地域社会・関係機関の連携等を推進
- 不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた支援や相談の充実
- すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた取組を推進
- 子どもが保護の対象であると同時に権利行使の主体であるという視点に立った啓発を推進

高 齢 者

- 高齢化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、また、介護の必要な高齢者も増加。高齢者が尊厳を保ちながら、いきいきと暮らしていける社会をつくる必要がある
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を一層推進
- 虐待を受けた高齢者の保護、認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護
- 家族介護者への支援や介護負担の軽減等の取組を推進
- 高齢者を一律に弱者とするのではなく、意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわらず「社会の支え手」として活躍できるよう、雇用・就業機会の確保など、社会参加を支援
- 京都府福祉のまちづくり条例に基づく社会環境整備や、相談対応、啓発の推進

障害のある人

- 障害者差別解消法や京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例、言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例等に基づいて、障害の有無にかかわらず、全ての府民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、取組を推進
- 障害のある人が社会・経済・文化の各分野で平等に参加、活動できる社会を実現するため、社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの振興、農業と福祉の連携による社会参加等を推進
- 虐待を受けた人の保護・自立支援、養護者・家族介護者への支援、介護負担の軽減等の取組を推進
- 精神障害や難病等の障害の特性をはじめ、障害及び障害のある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくり、住宅の確保に向けた取組等、障害のある人の社会参加に向けた取組を推進
- 京都府福祉のまちづくり条例に基づく障害のある人等が暮らしやすいまちづくりを推進

ハンセン病・エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)・HIV 感染症・難病患者等

- 患者が適切な医療を受けられるよう、療養環境の整備に加え、公的な相談体制の整備等を通じ医療機関等との信頼関係の構築や回復を図るための取組を引続き推進
- ハンセン病問題基本法に基づき、ハンセン病患者や家族の方の偏見や差別を一刻も早く解消するため療養施設入所者の里帰りや中高生などへ療養所訪問などの交流の機会を提供
- エイズ患者・HIV 感染者に対する偏見や差別の解消や、不当な扱いを受けないための啓発を推進
- 難病に対する誤解や偏見から生じる人権侵害を防止するための正しい知識の普及啓発を推進

外国人

- 日本で生活する外国籍の人々に対しては、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などが存在。新たに渡日した外国籍府民や、外国につながりを持つ子ども・保護者が増え、日本語教育など、共に暮らしていくための教育・生活支援が必要
- 特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われるヘイトスピーチの問題が存在。ヘイトスピーチは、当事者である外国籍府民の心身を傷つけるとともに、広く府民に不安感や嫌悪感を与え、外国人に対する偏見に繋がりがねず、啓発が必要
- ヘイトスピーチ解消法に基づき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた相談体制の整備やヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドラインの取組を引き続き実施
- 多文化共生社会の実現に向け、異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合い、民族・国籍等による差別を許さない地域づくりを推進
- 各種懇談会への参加等、地域づくりに係る取組への外国籍府民等の参画等を促進
- (公財) 京都府国際センター、市町村、国際化協会や地域日本語教室等と協働し、外国籍府民等への生活情報の提供や生活相談、地域における日本語教育の取組の推進及び災害時支援体制を構築
- 学校では、外国籍児童生徒や外国につながりを持つ子どもに対し個々の状況に応じた日本語指導や支援を実施

犯罪被害者等

- 犯罪被害者等には、直接的な被害だけでなく、心身の不調、司法手続等の精神的・時間的負担、プライバシー侵害や精神的苦痛、経済的負担等の二次的な被害の問題が存在
- 犯罪等発生直後の直接支援、精神的被害の軽減や早期回復支援等の初期的支援の充実
- 京都府犯罪被害者サポートチームによる総合的な支援の実施と、被害者等に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実強化
- 民間支援団体への支援や連携の推進
- 各種支援制度の周知、府民理解の促進

さまざまな人権問題

ホームレス

- 府民の理解と協力を得てホームレスが自立した生活が可能となるよう、法に基づく自立支援等を総合的に推進

性的指向・性自認

- LGBT 等性的少数者の当事者の困難な状況等の理解促進と性的指向・性自認にかかわらず、誰もが安心して暮らせる理解と認識を広げるための教育・啓発を推進

刑を終えて出所した人

- 刑を終えて出所した人が社会復帰できるよう啓発等を推進

アイヌの人々、婚外子、識字問題

- アイヌの人々の民族としての誇りや伝統に関する知識の普及・啓発、婚外子、識字問題に対する啓発等を推進

北朝鮮当局による拉致問題等

- 北朝鮮当局による拉致問題への府民の関心と認識を深めるための啓発等を推進

社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

新型コロナウイルス感染症による人権問題

- 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、社会不安が高まり、ウイルスに関わる人や集団など目に見えるものを排除しようとする行動や、同調圧力の高まりから私的に取り締まりや攻撃を行うなど差別につながる行為が社会問題化
- 感染症に対する誹謗中傷は、人格や尊厳を不当に冒すものであり、感染症に対する正確な知識の普及と偏見・差別防止の啓発を推進
- コロナ関連の差別やいじめに対する人権相談窓口の充実強化と積極的な周知
- SNS等インターネット上の差別や誹謗中傷等の書き込みに対し、モニタリングやネットリテラシーの取組を実施
- 患者のプライバシー保護の観点から、個人が特定されないことがないよう配慮しつつ、感染拡大防止に必要な情報を限定して公表
- 不安や恐れから差別や偏見、いじめ、SNS等での誹謗中傷が生じない教育を推進
- 外国籍府民等への、多言語での情報発信、関係機関への周知
- 今後の新たな課題に対して、関係機関が協力・連携し必要な施策を実施

インターネット社会における人権の尊重

- 情報化の進展に伴い、インターネット上には、プライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現、ネットいじめなど、匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権にかかわるさまざまな問題が存在
- インターネットは、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることが困難であるため、情報モラルとメディアリテラシーの向上、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広め、府民が安心してインターネットを利用でき、加害者にも被害者にもならないよう教育・啓発を推進
- 人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、表現の自由に十分配慮しながら、府内市町村や他府県と連携し、法務省やプロバイダに対し当該情報等の削除要請など個別に対応

個人情報の保護

- 京都府個人情報保護条例の適正な運用による個人の権利利益の保護
- 個人のプライバシーを守ることの重要性、情報の収集・発信における責任やモラルについての教育・啓発を推進
- 身元調査の問題に対する啓発を推進。また「本人通知制度」の普及に向けた市町村への支援

安心して働ける職場環境の推進

- 職場でのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントや長時間・過重労働や賃金不払残業など違法な働き方の解消
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた働き方の見直しや育児・介護との両立支援、働きやすい職場環境の推進
- 職場でのハラスメント防止のため、企業の経営者等に対する意識啓発、職場環境の改善に向けた支援
- 長時間・過重労働など違法な働き方を強いる企業に対するコンプライアンスの徹底、労働教育の充実と労働関係法の周知・啓発

自殺対策の推進

- 自殺は心身の問題だけでなく、経済や仕事をめぐる環境、人間関係などさまざまな社会的な要因等が複雑に関係する社会的な問題であり、自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こりうるという認識に立ち、自殺対策を総合的に推進
- 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげる人材の確保・養成
- 自殺予防の取組の推進、自殺の原因となり得る悩みについての早期の相談・支援体制の充実
- 自殺未遂者や自殺者の親族等に対する適切な支援の実施

災害時の配慮

- 頻発化・激甚化する風水害等に備え、地域毎の危険性を共有し、消防団員や自主防災組織等を中心に、障害のある人や高齢者等の災害時要配慮者を含めた避難時の実効性を確保する必要
- 災害時の避難所では、避難所などのユニバーサルデザイン化や新型コロナウイルス感染症対策が必要
- ハード面の整備や避難所運営体制とともに、人材の養成にも取り組み、要配慮者を含む全ての府民が安心して過ごせる避難所の運営体制の整備
- 避難所等の生活支援のための、福祉避難サポートリーダー、通訳ボランティアの養成
- 災害ボランティアセンターの充実のため、支援体制の強化

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- 人権教育・啓発の推進に関する基本方針に基づき、さまざまな機会や場を通じて積極的・継続的に取組を推進
- アプローチの視点（普遍的・個別的）や親しみやすいテーマ設定などの創意工夫により、地域の実情に即した取組を進め、人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても多様な媒体を活用して取組を推進
- 人権教育・啓発は人々の心の在り方に密接にかかわるため、その自主性を尊重し、幅広い理解と共感を得られるよう取組を推進

保育所・幼稚園・認定こども園

- 保育所・幼稚園・認定こども園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場
- 家庭や地域と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権尊重の精神の芽生えをはぐくむことができるよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進
- すべての職員が豊かな人権意識を持ち実践できるよう研修を通じた認識の深化、指導力の向上

学 校

- 教職員がスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」等と協働し、子どもの人権を巡る実態に適切に対応しながら、一人ひとりを大切に教育を推進
- 児童生徒の発達の段階を踏まえた体系的な人権学習を充実し、また、共生社会の実現や自分を尊重し他人を尊重する心をはぐくむことなどを目指して、時代の変化に的確に対応した教材作成を推進
- 学校での研究実践、学校間で共有するための教材作成等を通じた人権教育の充実
- 児童生徒が主体的に活動する機会や、自己有用感を高めるための多様な体験活動の充実
- 児童生徒が安心して楽しく学べるよう、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、体罰根絶に向けた取組を推進

地域社会

- 地域社会は、人々との交流を通じて人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場
- 公民館、隣保館等を拠点とした多様な学習機会の提供を支援
- 社会教育関係指導者の資質向上を図る研修の充実
- 生涯を通じた学習のための視聴覚ライブラリーや参加型学習を取り入れた学習資料の充実
- ボランティア活動など学校教育と連携した多様な体験活動の機会の充実

家 庭

- 家庭はすべての教育の出発点であり、人間形成の基礎をはぐくみ社会性を育てる上で重要な場
- 関係機関職員への研修等による資質向上や、保護者自身が学ぶための学習機会の充実・情報の提供、交流・相談できるネットワークづくりにより家庭教育を支援
- 家庭内における人権侵害の発生を未然に防ぐための相談活動機能の充実。家庭支援総合センターや児童相談所等の専門性を生かし、学校や市町村等との連携の強化

企業・職場

- 企業・職場は、その活動等を通じ、地域や社会の構成員として重要な役割を担う存在
- 人権が尊重される企業づくりや就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう役職員等を対象とした人権教育・啓発を充実
- 企業・職場での人権侵害の防止や、能力・適性のみを基準とした公正な選考採用の徹底、企業内人権啓発推進員の設置促進、企業・職場における人権意識高揚のための取組を支援

人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

- 人権に特に関係する職業従事者が人権に配慮して業務を遂行できるよう、WITH コロナ社会においてもさまざまな研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進し、特に新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害の防止に向けた研修の実施が必要

教職員・ 社会教育関係職員	● 教職員：各学校や京都府総合教育センター等における研修、教職員の主体的な研修などを通じ、子どもへの愛情や教育への使命感、人権意識高揚、指導力向上のための取組を推進 ● いじめ・体罰への認識を深め、組織的に教育活動に取り組む意識を醸成 ● スクールカウンセラー等の専門家との協働等による教職員の資質向上 ● 私立学校や大学等の教職員についても、人権意識高揚の要請や研修等を実施 ● 社会教育関係職員：地域社会における人権教育に関する認識の深化と、専門性を備えた指導者として資質向上を図るための研修を充実
医療関係者	● 医療関係者には、プライバシーへの配慮など人権に対する深い理解と認識が必要 ● 医療従事者を養成する学校等や医療関係団体に対し、人権教育・啓発の充実を指導・要請 ● 京都府医療安全支援センター（府の医療相談窓口）による人権に配慮した対応の指導等の実施
保健福祉関係者	● 施設等での虐待事案も踏まえ、保健福祉関係者に対する人権研修を充実 ● 市町村や関係団体等における人権研修の充実を支援 ● 保健福祉関係職員を育成する学校等や研修機関に対する人権教育・研修の充実を指導・要請
消防職員	● 府立消防学校の課程における人権に関する講義での人権に関する正しい知識を修得 ● 被災者や患者の人権尊重、プライバシーの保護等、人権意識高揚のための教育の充実
警察職員	● 職場や警察学校における各種教養などの機会を通じて、人権意識を高めるための教育を充実 ● 被疑者、被留置者、被害者等の人権への配慮に重点をおいた教育訓練の充実
公務員	● 府職員：本計画の周知・徹底。職務に応じた人権研修の推進。職場研修や自己啓発を支援 ● 市町村職員：指導者養成研修会等の実施、各種情報提供等により、人権意識の向上を支援
メディア関係者等	● 府民に対して人権尊重の働きかけを積極的に行うよう、メディア関係者や情報発信者への要請に努め、常に人権に配慮した報道や情報発信等が行われるよう促す。

人権教育・啓発の推進方策

指導者の養成	● 府民の身近で人権教育・啓発を推進していく指導者の養成にあたって、研修を創意工夫し、継続的な情報提供等によりその活動を支援
人権教育・啓発資料等の整備	● 専門的な研究や、実践的な学習活動の成果を踏まえ、対象者の発達段階や習熟度に応じた効果的な学習教材・啓発資料等を開発
効果的な手法による 人権教育・啓発の実施	● 幼児から高齢者まで、生涯学習の視点に立ち、対象者に合わせた教育・啓発の実施 ● 発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育と社会教育が連携しながら人権教育を推進 ● 人権強調月間（8月）、人権週間（12月）の取組等による社会的気運の醸成 ● 身近なテーマ設定や主体的に参加できるコンクール等、手法を工夫した人権啓発の実施 ● WITH コロナ社会に対応し、人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」を活用し、府民への人権に関する情報の発信やリモート研修など、コンテンツの制作や更なる資材の充実
調査・研究成果の活用	● （公財）世界人権問題研究センター等による最新の調査・研究成果を活用し、質の高い、最新の知識の普及 ● 人権尊重の理念を現実社会で実践していくための方法論等の研究が推進されるよう研究機関に要請
相談機関相互の 連携・充実	● 府民が身近に相談でき、迅速・的確な対応から救済につながるよう、様々な相談機関等によるネットワークを強化し、連携強化や情報交換、相談機能の向上等を目的とした研修等を充実 ● 実際に発生している人権問題の状況に応じた人権教育・啓発を推進 ● 様々なメディアを活用した相談機関等の一層の周知

〔目標〕 人権という普遍的文化の構築

目標の実現に向けた基本的な考え方

一人ひとりが(の)

- 生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
- 能力を発揮し、幸福を追求できること
- 個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと

社会における様々な人権問題

同和問題
(部落差別)

女性

子ども

高齢者

さまざまな人権問題

・ホームレス ・性的指向・性自認 ・刑を終えて出所した人
・アイヌの人々・婚外子・識字問題 ・北朝鮮当局による拉致問題等

障害のある人

外国人

ハンセン病・エイズ
(AIDS、後天性免疫不全症候群)・HIV
感染症・難病患者等

犯罪被害者等

社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

・新型コロナウイルス感染症による人権問題
・インターネット社会における人権の尊重
・個人情報の保護 ・安心して働ける職場環境の推進
・自殺対策の推進 ・災害時の配慮

総合的かつ計画的な 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発とは、
「人権という普遍的文化を構築
するために行うあらゆる学習、
教育、研修及び情報に関する
取組」

人権教育・啓発推進の基本方針

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分のかたちとして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進に関する施策

あらゆる場を通じた 人権教育・啓発の推進

保育所・幼稚園・認定こども園
学校（小学校・中学校・高等学校・大学等）
地域社会、家庭、企業・職場

人権に特に関係する職業従事者に 対する研修等の推進

教職員・社会教育関係職員、医療関係者
保健福祉関係者、消防職員、警察職員
公務員、メディア関係者等

指導者の養成

人権教育・啓発
資料等の整備

効果的な手法による人権教育・
啓発の実施

調査・研究成果
の活用

相談機関相互の
連携・充実

計画の推進体制

- 全庁的な推進本部を設置し、関係部局の連携により総合的に計画を推進
- 国、市町村等の公共団体、NPO等の民間団体との協働関係の構築
- 市町村における人権教育・啓発に関する施策を支援
- 行政と、企業、NPO等多様な主体の協働により計画を推進
- 毎年度、実施方針を定め、施策の実施状況を評価し、以後の施策に反映

京都府人権教育・啓発施策推進
懇話会による評価、施策の点検

● 京都府 府民環境部 人権啓発推進室 ●